

横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金交付要綱

(総則)

第1条 スポーツで夢を追いかける子ども及びスポーツに励む選手の支援を目的として実施する本市のスポーツ選手応援事業への寄附に対して当該寄附金を該当者に交付する横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金(以下「奨励金」という。)の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金を受けることができる者は、本市に在住、在勤又は在学している者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、本市が行うスポーツ振興事業に協力する者とする。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会から強化指定選手として認定された個人
- (2) 各競技団体(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会の種目に限る。)から強化指定選手等として認定された個人
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会からエリートアカデミー選手として認定された個人

(交付金額)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内において、企業版ふるさと納税及び寄附金等に応じて、市長が定める額とする。

(公募)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金交付申込書(別記様式)
- (2) 事業計画書(活動計画がわかるもの)
- (3) 予算書
- (4) 第2条に該当することを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。